

障がい者手帳を交付します

【問合せ・申込み】

福祉課 障がい福祉係

☎773-6667

FAX773-6723

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、視覚・聴覚・言語・肢体不自由・内部機能などの障がいに対して交付されるもので、各種福祉サービスを受けるために必要です。障がいの程度により1〜6級までの等級があります。

対象者

身体機能が永続する障がいがあり、身体障害者障害程度等級表に該当する人
申請に必要なもの

- ・ 指定医師の診断書（3か月以内に作成されたもの）

※指定医師とは都道府県または政令市の指定を受けた医師です

- ・ 顔写真2枚（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの）

印鑑

- ・ マイナンバー（個人番号）

のわかるもの

※代理人が窓口に来る場合は

申請者の委任状と代理人の本人確認書類（運転免許証など）もご用意ください

療育手帳

知的障がい児・者が各種福祉サービスを受けるために交付される手帳です。AとBの2つの等級があります。

対象者

児童相談所か知的障害者更生相談所で、知的障がいであると判定された人

申請に必要なもの

- ・ 顔写真2枚（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの）

印鑑

※申請後、別に指定される日に、南魚沼児童相談所（南魚沼知的障害者更生相談所）で面接判定を行います

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を持ち一定の障がいの状態であると認定された人に交付されるもので、各種福祉サービスを受けるために必要です。障がいの程度により1級から3級までの等級があります。

※手帳の有効期間は2年間で

す

対象者

精神に疾患があり、初診から6か月以上経過している人で、精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人

※知的障がいは含まれません

申請に必要なもの

- ① 顔写真1枚（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの）
- ② 印鑑
- ③ マイナンバー（個人番号）

のわかるもの

④ 次のいずれか

- ・ 年金証書か振込通知書（精神障がいによる障害年金を申請している人）
- ・ 診断書（精神障がいによる障害年金を受給していない人）

※代理人が窓口に来る場合は申請者の委任状と代理人の本人確認書類（運転免許証など）もご用意ください

共通事項

受付窓口

福祉課 障がい福祉係、大和・塩沢市民センター
※診断書の用紙などは受付窓口にあります

在宅要介護高齢者家族手当支給事業

【問合せ・申込み】

福祉課 高齢福祉係

☎773-6667

市では、要介護4以上の高齢者を在宅で介護している家族に、年に1回手当を支給しています。

対象と思われる世帯に、10月に申請書を郵送しました。期限内に申請してください。

対象となる人で、申請書が届かない場合は、お問い合わせください。

対象

（次の条件をすべて満たす人）

- ・ 要介護4以上の認定を受けた65歳以上の人を、1月1日〜12月31日の間に、連続して3か月以上、在宅で介護している家族

・ 被介護者に特別障がい者手当、福祉手当の受給権がない

支給額

30,000円

締切り 12月28日(月)

申請窓口 福祉課、大和・塩沢市民センター

11月は児童虐待防止月間 あなたの気付きは、子どもの希望

【問合せ・相談】

子育て支援課 こども家庭支援班

☎773-6822

南魚沼児童相談所

☎770-2400

児童相談所全国共通ダイヤル（夜間・休日）

☎189

あなたの周りに気になる子ども・家庭はありませんか。小さな困りごとでも積み重なればやがて大きくなり「虐待」に発展することもあります。

たとえ親は「しつけのつもり」でも、子どもの心や体が傷つく行為や言動は「虐待」です。子どもや子育ての困りごとは、小さなうちに相談をすることが大切です。秘密は厳守します。

※令和2年4月に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、親権者が子どものしつけとして体罰を加えてはならないと定められました